

千葉市民間保育園整備に係る賃借料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、建物を賃借して、保育所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に規定する保育所をいう。以下同じ。）を設置する者に対し、当該建物の賃借に要する経費について、予算の範囲内において、千葉市補助金等交付規則（昭和60年千葉市規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

(対象者等)

第2条 補助の対象者（以下「対象者」という。）は、建物を賃借することにより保育所を設置する事業（以下「補助対象事業」という。）を行う者とする。

2 前項の対象者は、以下の各号に該当する者でなければならない。

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 保育の需要が特に高いと市長が認める地域に保育所を整備する者として、市長が決定した者

イ 交通至便な地域への整備など、アと同等以上に待機児童の解消に効果が高いことに加え、当該保育所の整備が先進的で政策効果が高いと市長が認める者

(2) 建物の1か月あたりの賃借料、共益費等で保育所となる施設を賃借することにより必要となる定期的に支払うべき経費が、「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等」（平成27年内閣府告示第49号）第1条第51号に規定する賃借料加算（以下「賃借料加算」という。）に当該保育所の利用定員を乗じた額の2倍を超える者

(3) 原則として、建物の貸主が対象者の法人の役員及び社員、当該法人への寄附者並びにこれらの者の親族並びに当該法人の関連法人その他の対象者と特別の関係にない者

3 前項第1号及び第2号の規定に関わらず、保育の需要が高いと市長が認める地域に保育所を整備する者として、市長が決定した者であって、建物の1か月あたりの賃借料、共益費等で保育所となる施設を賃借することにより必要となる定期的に支払うべき経費が、賃借料加算に当該保育所の利用定員を乗じた額の3倍を超える者は、第1項の対象者とする。

(対象経費及び補助額等)

第3条 補助対象事業の対象経費及び補助額等は、別表1のとおりとする。ただし、前条第3項に該当する対象者であって、保育対策総合支援事業費補助金の都市部における保育所等への賃借料支援事業（以下、「国庫補助事業」という。）の適用対象となる場合における対象経費及び補助額等は別表2のとおりとする。

2 前項本文の規定に関わらず、国庫補助事業の適用対象となる対象者（建物の1か月あたりの賃借料、共益費等で保育所となる施設を賃借することにより必要となる定期的に支払うべき経費が、賃借料加算に当該保育所の利用定員を乗じた額の2倍を超え、3倍以下の

者に限る)に係る対象経費及び補助額等は別表3のとおりとする。

3 他の公的助成金等を受けるものは、その金額の範囲において補助の対象としない。

(交付の申請)

第4条 規則第3条の規定により、補助金の交付を申請しようとするときは、千葉市民間保育園整備に係る賃借料補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 補助金所要額調書
- (3) 保育所施設会計の収支予算書(写)
- (4) 賃貸借契約書(写)
- (5) 地上権又は賃借権の登記事項証明書
- (6) 配置図及び平面図
- (7) その他市長が必要と認める書類

(交付の条件)

第5条 規則第5条の規定により附する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助対象事業の内容、賃借料等の金額、賃借面積等の変更を行う場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。ただし、軽微な変更については、この限りでない。
- (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 補助対象事業に係る予算及び決算の関係を明らかにした書類並びに補助金の執行状況についての書類を作成し、これを補助対象事業の完了後10年間保管すること。

(交付決定通知)

第6条 規則第6条の規定による通知は、千葉市民間保育園整備に係る賃借料補助金交付決定通知書(様式第2号)によるものとする。

(変更交付の申請等)

第7条 補助対象事業者は、前条の通知を受けた後、第5条第1号の規定による承認を受けようとするとき、及び補助金の交付額を変更しようとするときは、千葉市民間保育園整備に係る賃借料補助金変更交付申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更交付の申請があったときは、変更の内容を調査し、補助額の変更を決定し、千葉市民間保育園整備に係る賃借料補助金変更交付決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

3 補助対象事業者は、第5条第2号の規定による承認を受けようとするときは、千葉市民間保育園整備に係る賃借料補助金に係る事業中止(廃止)承認申請書(様式第5号)を市

長に提出しなければならない。

- 4 市長は、前項の規定による申請があったときは、内容を調査し、補助事業の中止又は廃止を決定し、千葉市民間保育園整備に係る賃借料補助金に係る事業中止（廃止）承認通知書（様式第6号）により、通知するものとする。

（実績報告）

第8条 補助対象事業者は、規則第12条の規定により報告しようとするときは、補助金の交付決定の日の属する会計年度の末日までに、千葉市民間保育園整備に係る賃借料補助金実績報告書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

- 2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、前項の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

（額の確定通知）

第9条 規則第13条の規定による通知は、千葉市民間保育園整備に係る賃借料補助金額確定通知書（様式第8号）によるものとする。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第10条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、第8条第1項による実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税仕入控除税額報告書（様式第9号）により、速やかに市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（交付の請求）

第11条 補助対象事業者は、規則第16条第1項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉市民間保育園整備に係る賃借料補助金交付請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

- 2 補助対象事業者は、規則第16条第2項において準用する同条第1項の規定により、補助金の交付を請求しようとするときは、千葉市民間保育園賃借料補助事業補助金事前交付請求書（様式第10号の2）を市長に提出しなければならない。

- 3 前項の請求による補助金の交付は、4回を超えない範囲内で概算払いできるものとする。

（決定の取消通知）

第12条 規則第17条第3項において準用する第6条の規定による通知は、千葉市民間保育園整備に係る賃借料補助金交付決定取消通知書（様式第11号）によるものとする。

(調査及び報告)

第13条 市長が必要と認めたときは、随時その補助金の執行状況について、帳簿、書類、その他必要な物件等を調査し又は参考となるべき事項について報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(返還命令等)

第14条 規則第18条第1項又は第2項の規定による返還命令は、千葉市民間保育園整備に係る賃借料補助金返還命令書（様式第12号）によるものとする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和元年10月31日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

(激変緩和措置)

2 第2条第3項に該当する対象者に係る第3条第1項ただし書きに規定する国庫補助事業が終了した場合、同事業が終了した年度の翌年度から起算して5年間は、激変緩和措置として補助の対象とする。この場合における対象経費及び補助額等は附則別表1のとおりとする。ただし、保育所を設置した年度から起算して4年以内に当該国庫補助事業が終了した場合は、附則別表2のとおりとすることができる。

附則別表1 (対象経費及び補助額等)

対象経費	建物に係る賃借料、共益費等で保育所となる施設を賃借することにより必要となる定期的に支払うべき経費
補助基準額	1,000,000円(月額)
補助基本額	{(補助対象経費の月額)と(補助基準額)を比較しいずれか低い方の額}×補助対象月数 ※月途中の場合、その月は日割りで算出する。
補助率	3/4
補助額	補助基本額と総事業費から別表4に掲げる賃借料加算額その他の公的補助及び寄付金その他の収入額を控除した額を比較しいずれか低い方の額に補助率を乗じて得た額(千円未満切捨て)

附則別表 2 (対象経費及び補助額等)

対象経費	建物に係る賃借料、共益費等で保育所となる施設を賃借することにより必要となる定期的に支払うべき経費
補助金交付期間	国庫補助が終了した翌年度以降で、対象者の希望した連続する5年以上の年数(以下、「補助年数」という。)。ただし、保育所を開所した年度から起算して10年以下とする。
補助基準額	1,000,000円(月額)
補助基本額	{(補助対象経費の月額)と(補助基準額)を比較しいずれか低い方の額}×補助対象月数 ※月途中の場合、その月は日割りで算出する。
補助率	3/4
補助額	補助基本額と総事業費から別表4に掲げる賃借料加算額その他の公的補助及び寄付金その他の収入額を控除した額を比較しいずれか低い方の額に補助率を乗じて得た額に5を乗じて補助年数で除した額(千円未満切捨て)

別表 1 (対象経費及び補助額等)

対象経費	建物に係る賃借料、共益費等で保育所となる施設を賃借することにより必要となる定期的に支払うべき経費
補助基準額	1,000,000円(月額)
補助基本額	{(補助対象経費の月額)と(補助基準額)を比較しいずれか低い方の額}×補助対象月数 ※月途中の場合、その月は日割りで算出する。
補助率	3/4
補助額	補助基本額に補助率を乗じて得た額から以下の各号に該当する額を控除した額(千円未満切捨て) (1) 保育所開所前の補助 千葉市民間保育園整備促進事業補助金その他の公的補助 (2) 保育所開所後の補助 別表2に掲げる賃借料加算額その他の公的補助
補助金交付期間	保育所開所前6か月を限度として工事等に必要と認められる期間及び開所日から5年間

別表 2 (対象経費及び補助額等)

対象経費	建物に係る賃借料、共益費等で保育所となる施設を賃借することにより必要となる定期的に支払うべき経費
補助基準額	22,000,000円(年額)
補助基本額	(補助対象経費の年額)と(補助基準額)を比較しいずれか低い方の額
補助率	3/4
補助額	補助基本額と総事業費から別表4に掲げる賃借料加算額その他の公的補助及び寄付金その他の収入額を控除した額を比較しいずれか低い方の額に補助率を乗じて得た額(千円未満切捨て)

別表 3 (対象経費及び補助額等)

対象経費	建物に係る賃借料、共益費等で保育所となる施設を賃借することにより必要となる定期的に支払うべき経費
補助基準額	12,000,000円(年額)
補助基本額	(補助対象経費の年額)と(補助基準額)を比較しいずれか低い方の額
補助率	3/4
補助額	補助基本額と総事業費から別表4に掲げる賃借料加算額その他の公的補助及び寄付金その他の収入額を控除した額を比較しいずれか低い方の額に補助率を乗じて得た額(千円未満切捨て)

別表 4 (賃借料加算額)

保育所運営に係る委託費における賃借料加算額	当該年度の各月の「賃借料加算単価×各月初日時点の入所児童数」の合計額。
-----------------------	-------------------------------------